

あきた婚活カレッジ企画運営業務委託仕様書

1 事業目的

出会いや結婚を希望する方を対象に、個性や魅力を引き出すための個別セミナー等を行うあきた婚活カレッジを開催し、理想のパートナーと出会うため必要な知識・ノウハウ等を習得してもらうとともに、あきた結婚支援センターへの会員登録等を促し、婚姻数の増加を図ることを目的とする。

2 事業概要

(1) 業務名

あきた婚活カレッジ企画運営業務委託

(2) 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(3) 履行場所

秋田市内とする。なお、対面の場合、秋田市内の施設等でプライバシーを十分確保できる会場を選定すること。また、新型コロナウイルス感染症の感染防止の目的から、十分な空間が確保できる場所とすること。

(4) 開催時期および参加定員等

セミナー等の実施は令和4年9月末までとし、参加定員は男女あわせて概ね40名程度とするが、企画提案書に基づき、より効果的に開催できる時期や実施回数、定員、時間配分等を秋田市（以下、「市」という。）と協議の上、事業計画書を作成し実施すること。

(5) 参加対象者

ア 参加対象者は、あきた結婚支援センターに未登録で20歳から49歳までの独身男女とする。ただし、年齢は、参加する日現在とする。

イ 申込が多数の場合は、抽選とする。参加者は市内居住者を想定しているが、申込者数が募集定員に満たない場合には、市内居住予定者なども申込可能とする。

ウ 本事業は同一の参加者を対象に継続的なサポートを行うものであるが、参加者の都合等で欠員が生じた場合は、提案者の判断で各回、別途参加者を募集して差し支えない。

3 業務内容

(1) 受託者の役割

企画立案、会場手配、事業周知、参加者募集、申込受付、資料作成、開催準備、セミナー等の実施、参加者アンケートの実施・集計・分析、業務完了報告など、業務全般

(2) 企画立案

以下(5)の事業に従って企画提案により具体化するとともに、各事業を組み合わせ

て工夫を施し実施するなど、1に掲げる目的がより効果的に達成されるようにすること。

ただし、特定の価値観の押しつけやハラスメントにつながることをしないよう注意すること。

(3) 事業周知および参加者の募集

ア 専用のホームページおよび参加申込フォームを開設すること。また、スマートフォンで閲覧できるように対応すること。

イ リスティング広告等を活用し広く募集を図ること。また、掲載媒体にあわせて複数のサイズの広告を作成すること。

ウ 参加をより一層促すため、全戸配布されるフリーペーパー等へ広告を掲載すること。掲載内容は参加意欲が高まるようにビジュアル等を工夫するとともに独身者の参加を動機づける構成とし、内容を市と十分協議しながら作業を進めること。

エ 上記を含め、本事業の周知および目標参加人数を達成するため、最も効果的であると判断した広報手法について、具体的に提案すること。

オ 紙媒体によるチラシは市で作成・配布することとし、チラシおよび広報あきたや市ホームページ等で使用するため、ウで作成したデータ等を市へ提供すること。

カ 募集期間は2ヶ月程度とすること。

キ 応募状況については、募集締切後にとりまとめた上で速やかに市に報告すること。

(4) K P I の達成

受託事業者は、市と協力し、以下のK P Iの達成を目指すこと。

ア 募集定員に対する参加者の割合 100%

イ セミナー等受講後、婚活に対し自信がついた参加者の割合 70%

(5) セミナー等の開催について

次のア・イに掲げる事業については、各々別日程での開催を想定しているが、同日に一体的に開催するなど、より効果的な実施方法を提案して差し支えない。また、開催日時および会場については、独身者が参加しやすく、かつ最も効果的な設定とすること。なお、各事業の講師等や会場および設備等については、受託者で確保すること。

ア 個人の魅力向上セミナー

(ア) 期間中に一人1回以上個別に開催すること。なお、セミナーにかかる時間は1人1回当たり30分以上とすること。

(イ) セミナーの内容は、異性とのコミュニケーション方法のほか、服装やマナー、婚活するための心構えなど、参加者一人ひとりに合わせたサポートができるものとするほか、婚活に自信を持って前向きに取り組むことができるようなスキルが得られるものとする。なお、内容は男女同一でなくても構わない。

(ウ) 個人の魅力を引き出すようなプロフィール用の写真を撮影すること。また、撮影した写真はデータで参加者へ提供すること。

イ 実践的なスキルアップ講座

- (ア) お見合いレッスンをを行うこと。なお、レッスンにかかる時間は1人当たり30分以上とすること。
- (イ) レッスンの内容は、対面での異性との会話スキルやマナー等が身につくものとする。
- (ウ) 婚活イベントの体験講座を対面およびオンラインにより開催すること。また、オンラインによる参加が不慣れな参加者に対しては、事前に接続テストを行うなどのフォローを実施すること。なお、講座にかかる時間は各1～2時間程度とすること。
- (エ) 講座開催中は、参加者に対し、適切なフォローアップをすること。

ウ アフターフォロー

- (ア) 参加者に対し、あきた結婚支援センターが行っているAIマッチングや出会いイベント等について説明し、同センターへの入会登録案内をメール配信等の方法で複数回行うこと。
- (イ) 参加者に対し、各回終了後アンケート調査を行うものとし、アンケート調査票の作成、アンケートの実施および結果集計・分析をした上で報告すること。なお、アンケートの項目等については、参加者のニーズを把握できるものとし、市と協議の上決定すること。あわせて事業の成果（参加者のうち、あきた結婚支援センターへ入会した人数）を追跡するシステムを構築し、実施すること。

(6) 費用負担等

- ア 事業実施にあたり、参加者から実費程度の参加費を徴収することは差し支えない。徴収する場合は、その金額と金額設定の根拠を想定して示すこと。ただし、徴収することのできる参加料は一人あたり3,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。
- イ 参加費の徴収をはじめ、セミナー等の参加者募集、申込の受付、当落の通知、各種問い合わせの対応、事業実施に必要な官公署への許諾等に係る申請書類の作成・提出、保険等、事業実施にかかる一切の事務手続きは受託者が行うこと。
- ウ 参加受付の際、受託者は、申し込まれた参加者情報に基づき、運転免許証等に記載されている氏名、年齢等から、参加者本人であることを確認すること。
- エ 参加者の安全管理に努めること。トラブルや事故等が発生した場合には、速やかに市に連絡すること。

(7) その他

- ア 事業の企画内容について、事前に企画提案に基づき、市と打合せを行うこと。
- イ 本仕様書以外でも創意を凝らした企画等があれば積極的に提案すること。
- ウ 開催にあつては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を十分に講じること。

4 事業計画書等の提出

- (1) 受託事業者は、業務委託契約後7日以内に事業計画書（様式任意）を作成し、市に提出し、承認を得ること。
- (2) 業務計画書に変更がある場合は、あらかじめその内容について変更後の業務計画書等を添えて市と協議すること。
- (3) 受託事業者は、本業務の開始から終了までの間、事業の円滑な実施のために、十分な経験と技術力を有する者を従事させるとともに、事業内容を総合的に評価し、有効な婚活支援活動につなげられるよう、あらかじめ責任者および担当者氏名、実務経験等を市に提出し、承認を得ること。
- (4) 各回の参加等の状況について報告書を作成し、実施後7日以内に市に提出すること。
- (5) 委託期間の事業が完了したときは、速やかに事業の成果を記載した業務完了報告書を作成し、提出すること。

5 権利の帰属

- (1) 本業務委託の遂行により生じた著作権（著作権法第27条および第28条に定められた権利を含む）および所有権は、すべて市に帰属するものとする。
- (2) 受託事業者は市の承諾なしに、デザインを他に流用することができないものとする。

6 機密の保持

受託事業者は、本業務委託を実施するにあたり、知り得た情報を機密情報として取り扱うものとし、目的外に利用し、第三者へ開示し、または漏らしてはならない。また、それらの防止のために必要な措置を講ずること。契約期間が終了した後も同様とする。

7 留意事項

- (1) 参加者に対して本事業と関連のない営業や勧誘を行わないこと。
- (2) イベント保険に加入するなど、本業務に関わる事故や不測の事態等に備えること。
- (3) 契約締結後において、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、臨機に業務委託の内容を変更することがある。この場合、変更する業務委託の内容は、双方協議の上、決定するものとする。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、不測の事態が生じ本事業をやむを得ず中止した場合には、受託事業者は当日の人件費や交通費などを除いた、事前準備に要した経費のみを請求できることとする。
- (4) 本仕様書および本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市と協議の上定めるものとする。